

一般社団法人日本種鶏孵卵協会
種鶏孵卵場防疫対策強化事業

高病原性・低病原性鳥インフルエンザ 防疫対応マニュアル

— 種鶏場・孵卵場 —

2022年11月



一般社団法人 日本種鶏孵卵協会

はじめに

一般社団法人日本種鶏孵卵協会は、平成24年にJRA日本中央競馬会の特別振興資金による助成事業「種鶏安定供給対策事業」の一環として、素ひなの供給の影響を最小限にして事業再開の対応が出来るよう、特定伝染病防疫指針及び飼養衛生管理基準等、新しい家畜伝染病予防法に則った高病原性・低病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアルをとりまとめ初版発行しました。年号は、平成から令和へ変わり、そして防疫対応マニュアルも初版から10年が経過しました。この間、家畜伝染病予防法の改正やそれに伴う飼養衛生管理基準の改正が随時行われており、会員からもマニュアルの改訂が強く望まれました。この事から、令和3年度一般社団法人日本種鶏孵卵協会の理事会において、令和4年度の協会独自事業(種鶏孵卵場防疫対策強化事業)としてマニュアルの改訂を行う事が決定しました。

マニュアル本の改訂にあたっては、協会内で鳥インフルエンザ対策委員会を立ち上げ、獣医師委員として、森泰三(株式会社森孵卵場 代表取締役)委員長、橋本亘(株式会社日本レイヤー 代表取締役)、栗原朋子(株式会社トマル 品質管理室長)、香川幹二(株式会社日本チャンキー バイオセキュリティ部長)委員の4名にて監修していただき、アドバイザーとして永井寿宗(株式会社 ESAC 代表取締役)外部委員の計5名にて協力を頂いた事に感謝申し上げます。

令和4年11月

一般社団法人 日本種鶏孵卵協会

会長 都丸高志

目 次

本マニュアルの目的	5
第1章 高病原性・低病原性鳥インフルエンザとは？	6
第1 ウイルスの分類	6
第2 高病原性 AI・低病原性 AI に関する防疫指針	7
第3 高病原性 AI・低病原性 AI の特徴	8
第4 高病原性 AI・低病原性 AI の発生	9

種鶏場における防疫のポイント

第2章 種鶏場における本病の侵入防止のポイント	11
第1 防疫の基本方針	11
第2 発生の予防	11
第3 飼養衛生管理基準について	12
第3章 種鶏場が本病の発生農場となる場合の対応	24
第1 特定症状を確認した場合	24
第2 通報から確定までに予想される経緯	24
第3 種鶏場が発生農場と確定した時の対応(防疫措置)	25
第4 種鶏場再開に向けての準備(種鶏の再導入)	26
第4章 種鶏場が移動制限区域又は搬出制限区域に指定された時の対応	27
第1 防疫方針に基づく種鶏場に対する措置	27
第5章 制限の対象外措置の条件	29
第1 移動制限区域内の種卵の孵卵場への出荷の条件	29
第2 移動制限区域外の種卵の孵卵場への出荷の条件	29
第3 搬出制限区域内の種卵の孵卵場への出荷の条件	30
第4 制限区域外の種卵の孵卵場への出荷の条件	30
第6章 種鶏場における消毒のポイント	31
第1 種卵の消毒	31

第2 種鶏の飼養管理に使用した機具・器材の消毒	31
第3 車両の消毒	31

孵卵場における防疫のポイント

第7章 孵卵場における本病の侵入防止のポイント	32
第1 防疫の基本方針	32
第2 孵卵場での発生予防	32
第3 衛生管理区域の設定	32
第4 衛生管理区域への病原体の持ち込み、又は汚染の防止のための衛生管理マニュアルの作成	33
第5 孵卵工程における異状の発見	33
第6 家畜保健衛生所及び管理獣医師との連携	34
第8章 孵卵場が本病の関連施設となる場合の対応	34
第1 孵卵工程における異状発見時の通報	34
第2 孵卵場が本病の関連施設と確定するまでに予想される経緯	34
第3 孵卵場が本病の関連施設と確定した時の対応	35
第4 埋却、焼却、化製等廃棄の準備	35
第5 本病確定後、孵卵場が守らなければならない注意点	35
第6 孵卵場再開に向けての準備	35
第9章 孵卵場が移動制限区域又は搬出制限区域に指定された時の対応	36
第1 防疫方針に基づく孵卵場に対する防疫措置	36
第2 家畜保健衛生所及び管理獣医師との連携のあり方	40
第3 関係者の孵卵場への出入りに際しての注意点	40
第4 孵卵場が守らなければならない注意点	40
第5 移動制限から業務再開までに行っておく必要がある注意点	40

第10章 制限の対象外措置の条件	41
第1 移動制限区域内の種卵の孵卵場への出荷と当該種卵から生まれたひなの出荷の条件	41
第2 移動制限区域内孵卵場の出荷条件	41
第3 搬出制限区域内孵卵場の出荷条件	42
第4 制限区域外の孵卵場のひなの出荷条件	42
第5 孵卵場の再開の条件	43
第11章 孵卵場における消毒のポイント	44
第1 種卵の消毒	44
第2 孵卵場での機具、器材及び器具等の消毒	44
第3 孵卵関連車両の消毒	44
第12章 損害の補償措置等の概要	45
第1 本病の患畜及び疑似患畜の殺処分手当金	45
第2 焼却・埋却費交付金	45
第3 移動制限又は搬出制限に伴う損害の補償措置	46

種鶏関係

第4 高病原性 AI 等に係る互助金制度	53
----------------------	----

参考資料

制限の対象外(図)

本マニュアルの目的

高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)は鶏等の家きんに強い伝播力と高死亡率等の重篤な症状を示し、家きん産業に甚大な被害をもたらす重要な家畜伝染病です。本病に対する最善策は「発生の防止」であり、万が一発生した場合に被害を最小限に食い止めるには「早期の発見及び通報」さらには「迅速かつ的確な初動防疫対応」が非常に重要です。そのためには、各種鶏場及び孵卵場における事前の防疫体制の整備と防疫方法の決定、周知が必要です。これらを目的に2012年に本マニュアルの初版が発刊されましたが、その後も多くのHPAIの発生が起これ、令和2年度においては今までに類を見ない52例の発生、約987万羽の殺処分に見舞われました。令和3年度においても継続的に発生が繰り返され、予断を許さない状況となっています。更には、令和3年からは我々が通常よく目にするハシブトガラスの感染及び発症が頻繁に確認されており、国内へのウイルスの土着も危惧されている状況です。海外に目を向けますと、隣国の韓国や台湾の他、アメリカにおいては2022年2月から9月までに約4,465万羽を殺処分する事態に陥っており、世界的な流行が家きん産業に大打撃を与えています。

本マニュアルは私たちの種鶏農場や孵卵場をHPAI被害から守り、安全で安心な素ひなを生産・供給することを目的としていますが、初版の発刊から10年が経過したことで家畜伝染病予防法の改正及びそれに伴う飼養衛生管理基準の改正が随時行われており、本マニュアルも改訂を行う必要が出てきました。

作成に関しては、特定家畜伝染病防疫指針や飼養衛生管理基準等の鳥インフルエンザの防疫に関する参考資料からポイントになるものを抜粋し構成しております。

監修に関しては、読みやすくするために「家きん」は「種鶏」、「家きん舎」は「種鶏舎」、「孵卵室」は「セッター室」、「孵化室」は「ハッチャー室」と変更した箇所があります。また、用語として今まで使用していた「心卵」を「孵卵」、「孵卵器」を「孵卵機」に変更し、各種鶏農場で作成するマニュアルを「飼養衛生管理マニュアル」、孵卵場専用は「衛生管理マニュアル」として統一しています。今後検討が必要と思われませんが、物品については、動力があるものを機具、無いものを器具として記載していません。

HPAIの発生は当然起きない方が良いのですが、万が一の際には、時間との勝負であります。本マニュアルを活用することで被害を最小限に食い止めることができれば幸いです。

一般社団法人日本種鶏孵卵協会
鳥インフルエンザ対策委員会
委員長 森 泰三

第1章 高病原性・低病原性鳥インフルエンザとは？

第1 ウイルスの分類

A型インフルエンザウイルスの属する鳥インフルエンザウイルスは病原性が多様で、国際的に4～8週齢の8羽の鶏を用いた実験感染試験でウイルスの病原性を判定している。また、A型インフルエンザウイルスはウイルス粒子の表面に存在するHA蛋白質の抗原性で18種の亜型(H1～H18)に分類されており、鶏に強い病原性を示すウイルスはこれまでH5又はH7に限られている。

国際機関OIEは以下のいずれかに属するウイルスを高病原性鳥インフルエンザウイルスと診断している。

- 1 6週齢鶏の静脈内接種試験で病原性指標(IVPI)が1.2以上又は4～8週齢鶏の静脈内接種試験で10日以内に75%以上の致死率を示す。
- 2 H5又はH7亜型のウイルスで、特定部位のアミノ酸配列が既知のHPAIウイルスと類似している。

我が国では家畜伝染病予防法で、以下に分類している。

1 高病原性鳥インフルエンザ【HPAI】

国際獣疫事務局(OIE)が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥(以下「家きん」という。)の疾病。本病では、突然の死亡率上昇と食欲低下等が認められる。

2 低病原性鳥インフルエンザ【LPAI】

H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス(高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたものを除く。)の感染による家きんの疾病。本病では、無症状あるいは軽度の呼吸器症状や産卵低下が見られることがある。

3 鳥インフルエンザ【届出AI】

高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルス以外のA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら及び七面鳥の疾病。本病では、無症状あるいは軽度の呼吸器症状や産卵低下が見られることがある。

第2 高病原性AI及び低病原性AIに関する防疫方針

農林水産省は高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ(以下「本病」という)に対する具体的な防疫方法を示した「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(以下、「防疫指針」という)を発出(令和2年7月1日、(一部変更;令和3年10月1日)農林水産大臣公表)した。

防疫指針の内容は、発生予防から発生終息まで全行程における具体的方策、つまり発生の予防及び発生時に備えた事前の準備、異状家さん等の発見と通報及び検査の実施、発生農場におけると殺や消毒法、防疫措置、移動制限区域及び搬出制限区域の設定、家さん集合施設の開催等の制限、家さんの再導入法等で構成されている。以下にその項目を示す。

防疫指針の改定(令和2年7月1日:一部変更 令和3年10月1日)

第1 基本方針

第2-1 平時からの取組

第2-2 発生に備えた事前準備

第3 浸潤状況を確認するための調査

第4 異状家さんの発見及び検査の実施

第5 病性等の判定

第6 病性等判定時の措置

第7 発生農場等における防疫措置

第8 通行の制限又は遮断(法第15条)

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定(法第32条)

第10 家さん集合施設の開催等の制限等(法第26条・法第33条・法第34条)

第11 消毒ポイントの設置(法第28条の2)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

第13 緊急ワクチン(法第31条第1項)

第14 家さんの再導入

第15 農場監視プログラム

第16 発生の原因究明

第17 その他

第3 高病原性AI及び低病原性AIの特徴

1. 高病原性AIの特徴

- ① 突然の元気消失(沈うつ)、死亡羽数の急増。日々死亡羽数の増加が続き、ほぼ100%に達する場合もある。
- ② ケージ飼いの場合はまとまって死亡することが多い。
- ③ 病変は肉冠、肉垂・脚部のチアノーゼやうっ血、顔面の浮腫、脚鱗の出血が特徴的であるが、急性死亡の場合はこれらの病変が認められないこともある。
- ④ 急激な産卵低下又は停止。

2. 低病原性AIの特徴

- ① 元気消失、食欲減退、産卵低下等を認めることもあるが、特徴的な所見はない。最もよくみられるのは、咳、くしゃみ等の呼吸器症状。

3. 特定症状

①HPAIの特定症状

同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間(※)における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること。(ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。)

※対象期間…その日から遡って21日間をいう。ただし、当該期間中に家きんの伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合は、これらの日を除く通算21日間とする。

②HPAI又はLPAIの特定症状

ア 家きんに対して動物用生物学的製剤(薬機法上の承認を受けたもの)を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。

イ 次に掲げる場合等、高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染の疑いを否定できない家きんがいる場合。(ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。)

(1) 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合。

(2) 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合又はまとまってうずくまっている場合。

第4 HPAI・LPAIの発生

1 海外における家きんでのHPAI発生

HPAIは1997年に香港の家きんで流行し、2003年に東南アジアの家きんで大発生が確認され、その後60か国以上(アジア、アフリカ、欧州、ロシア)に発生が拡大した。2021年には、全世界的にH5N8亜型のウイルスが猛威を振るい、冬季に限らず夏季においても発生が確認された。その後、2022年に入ってからH5N1亜型の発生例が相次いでいる。オーストラリア及び南米大陸を除く多くの地域で発生しており、2021年以降の発生国は70か国以上におよぶ。

2 日本における家きんでのHPAI発生

日本では、2004年に79年ぶりに高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、その後、2007年に4家きん農場、2011～2012年に24家きん農場で発生が確認された。原因ウイルスは全てH5N1亜型で、発生農場での飼養家きんは全て死亡あるいはと殺後、埋却あるいは焼却処分された。これまでの日本でのH5N1亜型の高病原性AIウイルスによる発生は、全て韓国での発生と同時期であり、侵入ウイルスも遺伝的に近縁であったため、同一ウイルスが両国で流行したと推定されている。

日本の家きんにおける低病原性AIは、2005～2006年にかけて養鶏場、及び2009年にウズラ農場で発生した。両発生において、発生鶏群では明らかな症状が認められず、ウイルス検査あるいは抗体検査によって発生が確認された。原因ウイルスは2005～2006年のものはH5N2亜型、2009年のものはH7N6亜型であったが、両ウイルスとも同時期に近隣国での流行は確認されておらず、農場へは気付かないうちに侵入し、関連農場に感染拡大した後に発見されたと思われる。

その後、2014年から2017年にかけては、H5N8及びH5N6亜型による高病原性AIが断続的に発生し、2020～2021年のシーズンにはH5N8亜型による高病原性AIの発生で約987万羽が殺処分される事態となった。2021～2022年には、H5N8亜型の発生も確認されたが、H5N1亜型の発生が主流となり、鶏だけでなく、あひるやエミューでの発生も確認されている。

発生年	ウイルス亜型	発生県	発生農場数	処分羽数
2004	H5N1(高病原性)	山口、大分、京都	4	約28万羽
2005～2006	H5N2(低病原性)	茨城、埼玉	41	約578万羽
2007	H5N1(高病原性)	宮崎、岡山	4	約17万羽
2009	H7N6(低病原性)	愛知	7	約160万羽
2011～2012	H5N1(高病原性)	島根、宮崎、鹿児島、 愛知、大分、奈良、 和歌山、三重、千葉	24	約183万羽
2014	H5N8(高病原性)	熊本、宮崎、山口、 岡山、佐賀	6	約46万羽
2016	H5N6(高病原性)	北海道、青森、新潟、 岐阜、宮城、佐賀、 熊本、宮崎、千葉	12	約167万羽
2017	H5N6(高病原性)	香川	1	約9万羽
2020～2021	H5N8(高病原性)	茨城、千葉、栃木、 富山、岐阜、滋賀、 奈良、和歌山、兵庫、 岡山、広島、香川、 徳島、高知、福岡、 大分、宮崎、鹿児島	52	約987万羽
2021～2022	H5N8(高病原性) H5N1(高病原性)	北海道、青森、岩手、 秋田、宮城、埼玉、 千葉、兵庫、広島、 愛媛、熊本、鹿児島	25	約189万羽

第2章 種鶏場における本病の侵入防止のポイント

第1 防疫の基本指針

本病は鶏舎内へのウイルスの持ち込みで発生し、鶏群内での伝播が早く、他農場への伝播も容易に起こるため、防疫対策上最も重要なのは「発生の予防」である。もし、斃死羽数の急増等で発生が疑われる場合は、「早期発見・早期通報」さらには「迅速な初動対応」で早期の発生拡大を防止し、被害を最小限に留める必要がある。

第2 発生の予防

種鶏場の経営者及び管理者は、伝染性疾病の発生を予防し、まん延を防止する責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、種鶏の飼養衛生管理等の措置を適切に実施しなければならない。そのために重要なのは、種鶏の健康観察と記録、本病が疑われる場合の早期の届出の習慣化、長靴の交換や野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

第3 飼養衛生管理基準について

飼養衛生管理基準は令和3年9月24日に公布され、全35項目から成り立っている。ポイントは、「病原体を持ち込まない」、「病原体を拡げない」、「病原体を持ち出さない」ことであり、これらについて人に関する事項、飼養環境に関する事項等に区別されている。以下に飼養衛生管理基準のポイントを手引き書の内容も交えて要約する。なお、読みやすくするために「家きん」は「種鶏」に、「家きん舎」は「種鶏舎」と変更した。

I 家畜防疫に関する基本的事項

【人に関する事項】

- 1 種鶏の所有者の責務
- 2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践
- 3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底
- 4 記録の作成及び保管
- 5 大規模所有者が講ずる措置
- 6 獣医師等の健康管理指導

【飼養環境に関する事項】

- 7 衛生管理区域の設定
- 8 埋却等に備えた措置
- 9 愛玩動物の飼育禁止

【種鶏に関する事項】

- 10 密飼いの防止

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

【人に関する事項】

- 11 衛生管理区域への必要のない者の立入り制限
- 12 他の畜産施設に立ち込んだ者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置
- 13 衛生管理区域へ立ち入る者の手指消毒等
- 14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

【物品に関する事項】

- 15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- 16 他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

17 海外で使用した衣服等を衛生管理区域へ持ち込む際の措置

18 飲用水の給与

【種鶏に関する事項】

19 種鶏を導入する際の健康観察等

Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

【人に関する事項】

20 種鶏舎に立ち入る者の手指消毒等

21 種鶏舎ごとの専用の靴の設置及び使用

【物品に関する事項】

22 器具の定期的な清掃又は消毒等

23 種鶏舎外での病原体による汚染防止

【野生動物に関する事項】

24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

25 給餌設備、給水設備等への野生動物の排泄物等の混入の防止

26 ねずみ及び害虫の駆除

【飼養環境に関する事項】

27 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

28 種鶏舎等施設の清掃及び消毒

【種鶏に関する事項】

29 毎日の健康観察

Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の汚染拡大防止

【人に関する事項】

30 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

【物品に関する事項】

31 衛生管理区域から退出する車両の消毒

32 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

【種鶏に関する事項】

33 種鶏の出荷又は移動時の健康観察

34 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止

35 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

I. 家畜防疫に関する基本的事項

【人に関する事項】

1. 種鶏の所有者の責務

- ・種鶏の所有者は、衛生管理に対する責任を有することを理解し、関係法令等を遵守すること。
- ・飼養衛生管理者と共に農場の防疫体制を構築し、衛生管理の取り組みを実施すること。

2. 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践

- ・家畜保健衛生所等から提供される伝染病疾病に関する情報を必ず確認し、必要に応じて保管すること。
- ・これらの情報を踏まえ、農場防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。
- ・消毒設備等の衛生対策設備の設置場所を明記した農場平面図を作成し、適宜家畜保健衛生所の立ち入り、指導を受けること。

3. 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

- ・以下に示す10項目について農場の「飼養衛生管理マニュアル」を作成すること。作成に当たっては、獣医師や家畜保健衛生所の意見を反映すること。
- ・マニュアルの内容を従事者や外部事業者と共有するため冊子の配布や掲示等を行うこと。
- ・疾病発生情報等は従事者や外部事業者に周知徹底すること。

<マニュアルに記載しなければならない10項目>

- ① 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- ② 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- ③ 海外からの肉製品(郵便物を含む)の持込みに関する注意喚起
- ④ 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- ⑤ 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- ⑥ 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- ⑦ 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- ⑧ 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- ⑨ 農場における防疫のための更衣
- ⑩ 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

4. 記録の作成及び保管

・以下の6項目に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存しなければならない。

- ① 衛生管理区域に立ち入った者の氏名、所属、立入りの年月日、目的、消毒実施の有無(車両を入れる場合、車両消毒の有無を含む)、過去一週間以内の海外渡航の有無等。
上記の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し記入すること。
- ② 従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称
- ③ 導入した種鶏の種類、羽数及び健康状態、導入元の農場名及び導入年月日
- ④ 出荷又は移動を行った種鶏の種類、羽数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等名及び出荷又は移動年月日
- ⑤ 飼養する種鶏の羽数、日齢及び異状の有無(異状時はその症状を含む)、獣医師による診療結果等
- ⑥ 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容

5. 大規模所有者(100,000羽以上を保有する者)が講ずる措置

- ・特定症状を発見した場合、発見者が直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定した通報ルールを作成し、全従業員に周知徹底すること。
- ・種鶏舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること。同一の者が複数の種鶏舎を担当する場合は、担当する羽数の合計が100,000羽を超えてはならない。
- ・大規模所有者のうち、特に種鶏の羽数が多く、監視伝染病発生時の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、監視伝染病に備えた対応計画を策定すること。

6. 獣医師等の健康管理指導

- ・農場ごとに担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師から、種鶏の健康管理について指導を受けなければならない。

【飼養環境に関する事項】

7. 衛生管理区域の設定

- ・病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として「衛生管理区域」を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域の境界を柵やロープ等によって分け、人や車両の出入口には看板を設置し、両区域が明確に分かれるようにすること。また農場平面図にその範囲を記載すること。

- ・衛生管理区域は鶏舎、種鶏に直接接触する物品の保管場所、種鶏に直接接触した者が消毒や衣服及び長靴の交換を行わずに行動する範囲が全て含まれる。
- ・衛生管理区域の設定では、出入口の数は必要最小限とし、種鶏、資材、死鳥等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。

8. 埋却等に備えた措置

- ・種鶏の死体の埋却に供する土地の確保をすること。ただし、埋却地の確保が困難な場合は、都道府県知事の求める取組、焼却若しくは化製のための施設措置等に代えることができる。150日齢以上の種鶏の場合、100羽当たり0.7㎡を標準とする。

9. 愛玩動物の飼育禁止

- ・猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼養をしてはならない。

【種鶏に関する事項】

10. 密飼いの防止

- ・種鶏を過密な状況で飼養するとストレスを感じ、免疫力の低下を招く。結果として、伝染病のリスクを高めるため、適正な飼養密度で飼養すること。
- ・適正な飼養密度の目安は、以下の通りである。

採卵鶏:430～555cm²/羽

ブロイラー:55～60羽/坪

詳細は「アニマルウェルフェアの考え方に対応した採卵鶏の飼養管理指針」及び「アニマルウェルフェアの考え方に対応したブロイラーの飼養管理指針」を参照されたい。

II. 衛生管理区域への病原体の侵入防止

【人に関する事項】

11. 衛生管理区域への必要のない者の立ち入り制限

- ・飼養する種鶏に接触する機会を最小限とすること。
- ・前述した項目7の通り、農場の出入口を必要最小限にすること。
- ・農場出入口等に「関係者以外立ち入り禁止」の看板を設置すること等で、周知し、入退場の必要がない者が立ち入らないようにすること。

12. 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置

- ・同日に他の農場に立ち入った者、過去1週間以内に海外から入国した者は、原則として衛生管理区域に立ち入らせないようにする必要がある。ただし、衛生管理区域に立ち入ることが必要な獣医師、飼料運搬業者等の畜産関係者を除く。
- ・上記の条件に該当するものの、やむを得ず立ち入る必要がある場合には、入浴及び専用衣服・靴への着替え等の適切な措置を実施すること。

13. 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

- ・衛生管理区域の入口には消毒設備を設置し、区域内に立ち入る全ての者に手指の洗浄消毒若しくは衛生管理区域専用の手袋の着用を行わせること。
- ・立ち入る者が当該消毒設備と同等以上の効果をもつ消毒器具を携行し、区域入口付近で消毒することでも当該項目が遵守されているとみなす。

14. 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

- ・飼養衛生管理区域内に立ち入る者(所有者及び従業員も含む)は、区域内外の境界において区域内専用の衣服及び靴に着替えること。
- ・着替える際には、区域外の物品と区域内の物品が直接又は間接的に接触しないよう、簀の子等で区域を分け、さらに動線を一方通行にする等、交差汚染を防止する措置をとること。
- ・衣服、靴等は定期的又は汚れた際には、洗浄及び消毒を行うこと。
- ・やむを得ず、外部と住宅等の施設の間を行き来するために種鶏舎を経由せず衛生管理区域を通過する場合は、通路の消毒等その他の措置に代えることができる。この場合、具体的な対応は飼養衛生管理マニュアル等で手順を明確にする。

【物品に関する事項】

15. 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

- ・衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること。
- ・衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること。
- ・本項目を遵守するためには、以下の①～③が満たされる必要がある。

- ① 管理区域の入口付近に消毒設備を設置していること

- ・区域入口において、それぞれの地理的状况に応じ、動力噴霧器、車両消毒ゲート、車両消毒槽、消石灰帯等を設置している。
 - ・使用される具体的な消毒薬及び希釈倍率を飼養衛生管理マニュアルに記載すること。
 - ・寒冷地においては消毒液が凍結しないよう対策しておくこと。
- ② 管理区域内に入場する車両に対し消毒が確実に実施されていることの確認
- ・所有者は入场する車両に対し、消毒が確実に実施されていること、消毒設備が適正に作動していることを確認すること。
- ③ 車内における交差汚染を防止するための措置を講ずること
- ・乗務員が区域内で降車する場合は、車内での交差汚染を防止する必要がある。例えば、着替え・履替えの際に区域内専用のフロアマットを準備するとともに、車両のステップ、アクセル及びブレーキペダルを消毒すること等に取り組む必要がある。
 - ・なお、立ち入る者が当該消毒設備と同等以上の効果をもつ消毒器具を携行し、区域入口付近で車両を消毒することでも当項目が遵守されているとみなす。

16. 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

(物品とは農場内の工事で使用される工具等の飼養に直接関係しないものも含む)

- ・工具等は可能な限り農場に備えてあるものを使用すること。
- ・やむを得ず器具を持ち込む場合は、他の畜産施設等で使用したおそれのないことを確認する。若しくは当該物品の素材に適した消毒方法で適切に消毒した上で持ち込むこと。消毒液については、具体的な消毒薬名及び希釈倍数も飼養衛生管理マニュアルに示すこと。

17. 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

- ・過去2ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴は、滞在していた国や訪問していた場所に関わらず、区域内に原則持ち込ませないこと。
- ・やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄・消毒等を実施すること。

18. 飲用水の給与

- ・井戸水等の水道水以外の水源を利用する場合には、必要に応じて飲水消毒等の措置を講ずる必要がある。飲用に適した水とは、有害物質の混入等種鶏の健康状態を害することのない衛生的なものを指す。
- ・井戸水は年1回以上の水質検査により「飲用可」と判断されるものであることが理想的である。

- ・大腸菌が陽性又は一般細菌数が許容値以上である場合は、点滴式の塩素消毒及び塩素濃度のモニタリングが推奨される。
- ・沢水等の表面水は年1回以上の水質検査及び点滴式の塩素消毒と塩素濃度のモニタリングが推奨される。
- ・非開放系の取水装置を使用している井戸水であって、一般的な水質検査により衛生的な水であることが確認できており、病原体による汚染も否定できると判断できる場合は消毒する必要はない。一方、ため池や沢水等を利用していたり、給与前に開放的な環境で貯水されていたりする場合は、野生動物の排せつ物等が混入し病原体に汚染される可能性があるため、消毒する必要がある。

【種鶏に関する事項】

19. 種鶏を導入する際の健康観察等

- ・孵卵場、種鶏場、導入元農場等における疾病の発生状況を確認すること。
- ・導入元農場等における疾病の発生状況が確認できない場合には、農場へ導入する種鶏の健康状態をよく確認し、項目4に示されるように、健康状態を記録すること。その際、種鶏の健康状態を確認する間、農場で飼養している他の種鶏との接触を避けることが必要である。

Ⅲ. 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

【人に関する事項】

20. 種鶏舎に立ち入る者の手指消毒等

- ・種鶏舎に立ち入る者は、手指の洗浄及び消毒を適切に実施すること。
- ・具体的措置として、①種鶏舎に立ち入る者のための消毒設備を設置すること(消毒の代わりに、当該種鶏舎専用の手袋を着用させても良い)、②種鶏舎から出る際にも手指の洗浄及び消毒又は手袋の交換を行うこと。

21. 種鶏舎ごとの専用靴の設置並びに使用

- ・種鶏舎に立ち入る者は種鶏舎ごとの専用の靴に履替えること。
- ・種鶏舎に立ち入る全ての者に対し、種鶏舎ごとの専用の靴を用意し、それらを必ず着用させること。
- ・着脱前後の靴が接触しないよう、交差汚染防止措置を講じる必要がある。
以下の①～⑤を満たされていなければならない。

- ① 種鶏舎ごとの専用の靴を設置すること
- ② 立ち入る者に当該靴を着用させること
- ③ 着脱前後の靴の保管場所を離し、履替え前後の経路を一方通行とすること
- ④ 作業者の動線が種鶏舎内外で交差しないように作業者を分ける又は靴の履替えを徹底すること
- ⑤ 靴が汚れた場合は洗浄及び消毒すること

【物品に関する事項】

22. 器具の定期的な清掃又は消毒等

- ・飼養管理に使用する器具を定期的に清掃又は消毒をすること。なお、対象となる器具は、飼養衛生管理区域内等で飼養管理に使用する全てのものを指す。
- ・消毒に使用する消毒薬名、希釈倍数等を飼養衛生管理マニュアルに示しておくこと。

23. 種鶏舎外での病原体による汚染防止

- ・種鶏の飼養管理に必要なない物品を種鶏舎に持ち込んで서는ならない。

【野生動物に関する事項】

24. 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

- ・野鳥や小動物等の野生動物が侵入し、当該動物による機械的伝播で衛生管理区域外から区域内へ病原体が侵入すること及び病原体を外部に持ち出すことを防ぐこと。
- ・防鳥ネット(網目の大きさが2cm以下のもの)やその他の設備を設置し、定期的に修繕しなければならない。
- ・なお、完熟たい肥のみを保管している場合等、野生動物を誘引する状況がない場合は、防鳥ネットを設置しなくても良い。

25. 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

- ・給与される飲用水や飼料が野生動物を媒介して病原体に汚染されることを防ぐこと。
- ・具体的には、①飼料貯蔵には蓋付きの容器やタンクを利用するほか、飼槽を定期的に又は汚れがある場合には随時清掃すること、②水道水以外の井戸水等を利用する場合には、貯水施設に蓋を付ける等異物の混入防止措置を講じるほか、ドリンカー等の給水設備を定期的に又は汚れがある場合には随時清掃すること。

26. ねずみ及び害虫の駆除

- ・定期的に殺鼠剤や殺虫剤の散布、粘着シートの設置等に取り組み、それらの数を減らすことで、病原体の侵入リスクの低減を行うこと。
- ・項目24に示されるように、種鶏舎の屋根や壁に小動物が侵入可能な破損がある場合は修繕すること。

【飼養環境に関する事項】

27. 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

- ・衛生管理区域内を野生動物にとって侵入及び滞在しづらい環境とする必要がある。ねずみ等の野生動物は身を隠せる場所を好んで行動する特性があることから、衛生管理区域内の整理整頓を実施し、野生動物が身を隠しづらい場所とすること。
- ・病原体が衛生管理区域内に持ち込まれた場合を想定し、衛生管理区域内を野生動物が身を隠しづらい場所とすること及び効果的な消毒を行い病原体が残存しないようにする必要がある。
- ・具体的には、①不要な資材や廃棄物等の処分、②除草及び資材、機材等の整理整頓、③敷地の定期的な消毒、④衛生管理区域周辺の農場敷地の除草及び消毒を行う。
- ・具体的な消毒場所・方法等については、飼養衛生管理マニュアルで規定すること。

28. 種鶏舎等施設の清掃及び消毒

- ・衛生管理区域内を衛生的に保つため、飼養衛生管理マニュアルに基づき、定期的に清掃及び消毒を実施すること。
- ・飼料の食べこぼし等を清掃し、野鳥・小動物等の誘引を減らすこと。
- ・種鶏の出荷等により種鶏舎全体が空になるタイミングを利用して、洗浄・消毒を実施する。

【種鶏に関する事項】

29. 毎日の健康観察

- ・全ての種鶏の健康状態を毎日観察すること。
- ・万一、通常とは異なる行動や症状を呈している場合、その程度に応じ、担当の獣医師への連絡や家畜保健衛生所への迅速な通報等の措置を講ずること。

・毎日の健康観察でチェックする事項は以下の通り。

- ① 産卵率
- ② 死亡率
- ③ 調子が悪い個体がいる場所、羽数、症状等

IV. 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

【人に関する事項】

30. 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

- ・衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせなければならない。
- ・項目13と同様に、退出する者が当該消毒設備を同等以上の効果を携行し、区域出口付近で消毒することでも当項目が遵守されているとみなす。

【物品に関する事項】

31. 衛生管理区域から退出する車両の消毒

- ・衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせなければならない。
- ・項目15と同様に、車両を出す者が当該消毒設備と同等以上の効果をもつ消毒器具を携行し、区域出口付近で車両を消毒することでも当項目が遵守されているとみなす。

32. 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

- ・鶏糞等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。
- ・手袋等の使い捨ての物の場合は密閉できる容器等に入れ、持ち出すこと。
- ・物品とは、衛生管理区域内で使用し、鶏糞、汚泥等が付着し又は付着したおそれのあるもの全てを示し、農場内の工事で使用される工具等の種鶏の飼養に直接関係しないものも含まれる。

【種鶏に関する事項】

33. 種鶏の出荷又は移動時の健康観察

- ・出荷等により種鶏を移動する場合、農場外に病原体を拡大させる可能性がある。そのため、

直前に当該種鶏の健康状態を確認し異状が認められないことを確認する必要がある。

- ・健康観察の項目には特定症状を念頭において、鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の異状の有無が挙げられる。
- ・死鳥又は鶏糞を農場外へ移動させるときにも病原体を広げる可能性がある。そのため移動の際には死鳥や鶏糞が漏出しないよう必要な措置を講じなければならない。その際は、蓋付き容器に入れる、又はブルーシートで覆う等の漏出が生じないような措置を講じること。

34. 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止

- ・万一の発生時には、迅速な初動防疫が非常に重要であり、農場での異状の確認と早期通報は重要な初動のポイントとなる。
- ・特定症状については、種鶏の所有者等は直ちに最寄りの家畜保健衛生所に通報するとともに、万が一その後の検査結果で陽性となった場合を想定し、種鶏及びその死体、鶏糞といった病原体を拡散するおそれのあるものを移動することのないようにしなければならない。
- ・また、衛生管理区域内にある物品(経営者及び従業員の携帯品を含む。)も病原体を拡散するおそれがあるため、不用意に持ち出さないようにする必要がある。さらに農場に従業員がいる場合には、従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知も行っておく必要がある。

35. 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

- ・特定症状以外の異状であって、これら疾病が疑われる死亡率の上昇や異状(発育不良、下痢、奇形卵等)が認められる種鶏の数が増加する場合は、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けること。
- ・これにより、異状が何によるものなのかを確認するとともに、少なくとも監視伝染病にかかっていないことが判明するまでの間、農場から種鶏の移動は行わないこと。
- ・原因が監視伝染病であることが判明した場合は、家畜保健衛生所の指導に従うこと。

第3章 種鶏場が本病の発生農場となる場合の対応

第1 特定症状を確認した場合

農場の管理者は、急激な斃死の増加、チアノーゼ、沈うつ等の症状、あるいは5羽以上の種鶏がまとまって死亡している、1日の家きんの死亡率が直近3週間の平均死亡率の2倍以上になっている等の所見を確認した場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に通報する。農場から物の移動を一切しないこと。なお、100,000羽を超える大規模所有者の場合は、異状所見を確認した者が自ら(場内の責任者や獣医師の確認を待つことなく)直ちに家畜保健衛生所に通報する。

第2 通報から確定までに予想される経緯

- 1 通報先の家畜保健衛生所の家畜防疫員から、立ち入り検査を行う旨、全ての種鶏場からの移動の自粛、種鶏場の排水を可能な限り流出しないようにすること、農場の出入口を1か所に限り関係者以外の立ち入りを制限、物品の農場外搬出の禁止、及び農場関係者が外出する場合には衣服や靴の交換し適切な消毒をすること、異状種鶏及び種卵、排せつ物、敷料等は、他の種鶏と接触させないこと等が指示される。
- 2 家畜防疫員が到着後、死亡種鶏11羽以上(11羽に満たない場合は全羽)、生きた種鶏については少なくとも2羽を対象とした簡易検査が実施される。
- 3 同一鶏舎内において、1日の種鶏の死亡率が対象期間における平均種鶏死亡率の2倍以上となっている場合及び簡易検査が陽性と判定された場合には、HPAI確定に備えて生きた種鶏、種卵、死体、鶏糞、敷料、飼料及び飼養器具の移動が制限され、関係者以外の立ち入りを制限、当該農場で使用している物の消毒が指示される。種卵については、病性判定日から21日間の遡り期間以内に採取されたものが汚染物品として焼却・埋却等の対象となり得る。孵卵場へ出荷した種卵も含めて追跡調査の対象となる。
- 4 過去21日間の種鶏の導入・出荷履歴、農場に出入りした人及び車両の移動範囲及び入退場履歴、たい肥の出荷先、種卵の出荷先等の疫学関連情報を聴取される。
- 5 行政はHPAI確定に備えた対応に入り、行政による指導、監督、命令の発動準備に入る。

第3 種鶏場が発生農場と確定した時の対応(防疫措置)

- 1 種鶏の所有者等は、と殺前に、種鶏の評価額の算定の参考とするため、と殺対象となる代表的な個体について、体型・骨格が分かる写真、評価額の算定に必要な資料等を準備する。
- 2 家畜防疫員からと殺指示書が交付される(防疫指針 別記様式7)。
- 3 農場の出入口は1か所に限定され、その他の出入口については閉鎖される。
- 4 種鶏場及び種鶏場の周囲1以内の区域に位置する農場の外縁部及び鶏舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等を行う。(この措置はHPAI確定前に実施される場合がある。)
- 5 種鶏は原則として24時間以内にと殺を完了し、72時間以内に焼却又は埋却される。
- 6 殺処分の最中又は終了後、疫学調査チームにより飼養衛生管理の実施状況、飼養衛生管理マニュアルの記録状況等の確認が行われる。農場等において最低必要とされる報告事項は次のとおり。(1)特定症状の有無、(2)死亡種鶏の羽数、死亡種鶏がいる場合には、①死亡種鶏の位置(鶏舎名及びケージ等の位置)、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること、(3)農場からの出荷状況、(4)農場への導入状況、(5)死亡種鶏の周辺種鶏の臨床所見。また、調査事項は、車両や運搬物資の動き、農場所有者及び従業員等の動き、野生動物や衛生害虫の分布、侵入及び接触機会の有無、鶏舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策、給餌方法、給水方法(給与水の消毒を含む。)、機器・設備の他農場との共有の有無等である。
- 7 種卵、鶏糞、飼料、敷料及び鶏舎内で使用する器具・器材は汚染物品となり、焼却又は埋却する。これらが困難な場合は、化製処理又は消毒が行われる。埋却地については、飼養衛生管理基準項目8に記載されている100羽当たり0.7㎡を事前に確保若しくは、都道府県知事の求める取り組みを行っておく必要がある。なお、汚染物品の処理において、焼却のため汚染物品を農場から移動させるために密閉容器を用いる場合は、農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点、発酵による消毒を行う場合は病原体の拡散防止に万全を期し、消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点で汚染物品の処理が完了したとみなす。
- 8 と殺終了後、家畜伝染病予防法施行規則第30条の規定に従い、1週間間隔で3回以上鶏舎の消毒を行う。消毒は、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石鹼液、高温蒸気等を用いて行う。
- 9 と殺終了後、病原体の拡散防止措置として、鶏舎の清掃及び消毒を実施する際にネズミ等

の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤等の散布を行う。

第4 種鶏場再開に向けての準備(種鶏の再導入)

- 1 最初の種鶏導入開始予定日の1か月前以内に、家畜防疫員の立入検査があり、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認が行われる。具体的には、と殺終了後に1週間間隔で3回以上消毒が行われたか、農場内の飼料、鶏糞等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了しているか、飼養衛生管理基準が遵守できる体制となっているかをチェックされる。清掃、消毒等が確認された場合、種鶏場の清浄性を確認するためにモニター家きん(SPF鶏)を導入する。
- 2 モニター家きん導入前に、鶏舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査が実施される。
- 3 2の検査結果が陰性の場合、モニター家きん(SPF鶏)を導入する。1鶏舎当たり30羽以上を配置し、14日間臨床経過観察を行い、モニター家きんからのウイルス分離検査及び血清抗体検査が実施される。
- 4 移動制限区域の解除後、少なくとも3ヶ月間、立入りによる検査・監視が継続される。

第4章 種鶏場が移動制限又は搬出制限区域指定

された時の対応

第1 防疫指針に基づく種鶏場に対する措置

- 1 HPAIの場合は発生農場を中心とした半径3km以内、LPAIの場合は発生農場を中心とした半径1km以内が移動制限区域と設定される。ただし、農場からの届出が遅れたことが明らかであり、かつ、疫学情報等から既に感染が拡大している恐れがある場合にはHPAIの場合に半径10km以内、LPAIの場合に半径5km以内の区域を移動制限区域とすることもあ
- 2 HPAIの場合は発生農場を中心とした半径3～10km以内の区域、LPAIの場合は発生農場を中心とした半径1～5km以内が搬出制限区域として設定される。ただし、疫学情報等から既に感染が拡大している恐れがある場合には、搬出制限区域は移動制限区域の外縁からHPAIで10km以内、LPAIで5km以内の区域に設定される。食鳥処理場でHPAIが発生した際には、処理場を中心として半径1km以内の区域について移動制限区域が設定される。
- 3 いずれかの制限区域に該当する場合は、都道府県よりその旨及び発生農場の所在地、今後の検査スケジュール(発生状況確認検査)等について連絡があり、物品の移動が制限される。
- 4 移動制限及び搬出制限の対象物品は、種鶏、種卵、死鳥、鶏糞等、敷料、飼料、飼養器具その他ウイルスにより汚染した恐れのある物品。
- 5 発生がHPAIであった場合は移動制限区域内の種鶏場について、発生がLPAIであった場合は、制限区域内の種鶏場について家畜防疫員による立ち入り、臨床検査、ウイルス分離検査(鶏舎ごとに5羽のスワブ)及び血清抗体検査(鶏舎ごとに5羽の採血)が実施される。
- 6 制限区域内の全ての種鶏場では制限区域が解除されるまで毎日、当日の斃死羽数、死鳥の位置、日齢又は体重、死因の報告を都道府県に行う。また、①同一鶏舎内において対象期間において死亡率が2倍以上となった場合、②種鶏に鶏冠・肉垂等のチアノーゼや沈うつ、産卵率の低下等が見られる場合、③5羽以上の種鶏がまとまって死亡している場合、のいずれかの異状を確認した際には直ちにその旨を都道府県に連絡する。
- 7 関係者以外の鶏舎内への出入りを自粛し、農場関係者の入退場時の消毒の徹底、鶏舎周囲及び衛生管理区域外縁部の石灰散布、鶏舎内の消毒が求められる。
- 8 移動制限区域内は、①移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後10日経過後の

検査において、全ての農場で陰性確認が取れている及び②移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後21日が経過している場合に、解除されうる。

9 搬出制限区域は、8の①のとおり全ての農場で陰性確認が取れた場合、解除されうる。

10 生産された種卵は条件付きで出荷が認められる(詳細は第5章参照)。

第5章 制限の対象外措置の条件

第1 移動制限区域内の種卵の孵卵場への出荷の条件

全ての検査(臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査)で陰性を確認された移動制限区域内の種鶏場の種卵については、次の条件を全て満たした上で、都道府県が国と協議して了解を得られれば、移動制限区域内の孵卵場に種卵を出荷することが出来るようになる。

- 1 種卵の運搬車は、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- 2 種卵の出荷先の孵卵場は、孵卵場の再開の要件(高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の第10の4の(3))を満たし、事業を再開したこと。
- 3 孵卵場は、①HPAI及びLPAIが発生していないこと、②孵卵機に入れる前及び孵化前に消毒しており、ロットごとに区分管理されていること、③出荷日の家畜防疫員の検査(臨床検査及び死ごもり卵と死亡初生ひなの簡易検査)で陰性を確認していること、以上全てを満たしていること。(詳細は参考資料の図参照)。
- 4 種鶏場で集卵された種卵の消毒管理を徹底する。
- 5 孵卵機に入れる前及び孵化前に消毒を行い、鶏舎、鶏群ごとの種卵のロットごとの区分管理を徹底する。
- 6 種卵の輸送に使用した車両及び器具・器材は使用後直ちに消毒する。

第2 移動制限区域外の種卵の孵卵場への出荷の条件

全ての検査(臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査)で陰性を確認された移動制限区域外の種鶏場の種卵については、次の条件を全て満たした上で、都道府県が国と協議して了解を得られれば、移動制限区域外の孵卵場に種卵を出荷することが出来るようになる。

- 1 種卵の運搬車は、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- 2 種卵の出荷先の孵卵場は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の第10の4の(3)の①及び第10の4の(3)の②の事項を遵守していることを家畜防疫員が確認していること。

- 3 孵卵場は、①HPAI及びLPAIが発生していないこと、②孵卵機に入れる前及び孵化前に消毒しており、ロットごとに区分管理されていること、③出荷日の家畜防疫員の検査(臨床検査及び死ごもり卵と死亡初生ひなの簡易検査)で陰性を確認していること、以上全てを満たしていること。

第3 搬出制限区域内の種卵の孵卵場への出荷の条件

搬出制限区域内の種鶏場の種卵については、次の条件を全て満たした上で、都道府県が国と協議して了解を得られれば、移動制限区域内又は制限区域外の孵卵場に種卵を出荷することが出来るようになる。

- 1 種卵の運搬車は、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
(搬出制限区域内の種卵場から搬出制限区域内の孵卵場への出荷は禁止されていない。)

第4 制限区域外の種卵の孵卵場への出荷の条件

制限区域外の種卵場の種卵については、孵卵場に他の農場等を経由しないで出荷させることが出来る。

(制限区域外の種卵場から搬出制限区域内の孵卵場への出荷は禁止されていない。)

第6章 種鶏場における消毒のポイント

第1 種卵の消毒

- 1 種卵は鶏群のロットごとに区分管理する。
- 2 種卵を収容するトレー及びコンテナ又はラックは、種鶏場搬入前及び鶏舎搬入前に消毒を行い、野鳥や野生生物と接触しない場所で保管する。
- 3 集卵された種卵は孵卵場向け出荷用トレー及びコンテナ又はラックに収容する。
- 4 集卵後直ちに消毒する。
- 5 消毒後の種卵は衛生的に取り扱い、未消毒卵との交差を避け、貯卵室に保存する。
- 6 未消毒の種卵の選別作業に従事する者が、消毒済み種卵、トレー及びコンテナ又はラックを扱う場合には、着衣の交換及び手指の消毒を励行し、交差汚染を避ける。

第2 種鶏の飼養管理に使用した機具・器材の消毒

- 1 鶏舎内の機具・器材等は使用後早急に消毒する。搬出可能な機具・器材は鶏舎外へ持ち出し消毒を行う。搬出できない機具・器材については、鶏舎内で定期的に消毒を行い、鶏群のオールアウト後に徹底した消毒を実施する。
- 2 サービスルームや内部の通路等を清掃し、消毒液を散布する。衛生管理区域内には消石灰を定期的に散布し、野鳥や野生生物の糞を消毒して侵入リスクを減らす。

第3 車両の消毒

- 1 種鶏場の車両は使用前後に消毒を行い、常に清掃を心掛ける。
- 2 種鶏場に入出入りする車両は飼養衛生管理マニュアルに則って出入口にて消毒を行う。
- 3 種卵運搬車は荷台扉の解放時に消毒を行い、トレー、コンテナ又はラック等は搬入又は保管前に消毒する。

第7章 孵卵場における本病の侵入防止のポイント

第1 防疫の基本方針

種鶏においてHPAI又はLPAIが確定すると、発生種鶏群由来の種卵は汚染物品となる。生産された種卵は確定日(病性判定日)の遡り調査から、汚染物品は廃棄処分となる(防疫指針第3章第7の3)。孵卵場が本病の関連施設とならないためには、汚染種卵を持ち込まない予防対策が重要となる。HPAIでは、種鶏の臨床症状等により早期発見が可能であるが、LPAIでは種鶏に症状が現れない場合もあり、孵卵機に入卵した種卵が汚染物品となる可能性がある。孵卵場が関連施設にならないためには、取り扱う種卵を生産する種鶏に本病を発生させないことが重要である。

第2 孵卵場での発生予防

孵卵場が本病の関連施設とならないためには、取り扱う種卵はもとより、孵卵場における衛生管理、防疫管理が基本となり、衛生管理区域を設定し、外部からのウイルスの持ち込みを防止する。孵卵工程においては、区分管理と種卵のロットごとの区分管理が非常に重要となる。

第3 衛生管理区域の設定

孵卵場の敷地内に第三者の許可なく立ち入りを禁止する衛生管理区域を設定し、その境界には消毒設備を設け、柵、三角コーン、トラロープ等で区別する。衛生管理区域内に立ち入る全ての者に手指の洗浄消毒若しくは手袋の着用を行わせなければならない。境界には立ち入り禁止等記入した標識を設置する。なお、従業員等が使用する車両の駐車場は衛生管理区域外とするが、トラックといった衛生管理区域内に入る必要のある車両は消毒設備を用いて十分な消毒を行ってから区域内に進入する。孵卵場の平面図を作成し、その中に各消毒設備を記載しなければならない。

第4 衛生管理区域内への病原体の持ち込み又は汚染の防止のための衛生管理マニュアルの作成

孵卵場に本病ウイルスが持ち込まれるのは、種鶏場からの種卵搬入又は汚染物の持ち込みによる場合である。衛生管理区域の設定により、区域内に出入りする者又は物品の制限により区域内の汚染防止に努める必要がある。種鶏農場の飼養衛生管理マニュアルだけでなく、孵卵場専用の衛生管理マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた行動を行わなければならない。

<孵卵場衛生管理マニュアルに記載しなければならない10項目>

- ① 従事者が孵卵場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- ② 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- ③ 海外からの肉製品(郵便物を含む)の持ち込みに関する注意喚起
- ④ 孵卵場内への不適切な物品の持ち込みの禁止
- ⑤ 可能な限り、工具、機材等を孵卵場内へ持ち込まないための取組
- ⑥ 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- ⑦ 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- ⑧ 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- ⑨ 孵卵場における防疫のための更衣
- ⑩ 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

第5 孵卵工程における異状の発見

種鶏場で本病が発生した場合、その種卵は孵卵機内に入卵済み又は貯卵中等の孵卵工程の途中にある場合が多い。孵化成績は、季節、鶏種、種鶏週齢、貯卵期間、孵卵温度変化等の要因により大きく異なるため、日常から孵化成績の管理記録を付け、その履歴を参考として異状の発見に努め、異状発見時には管理獣医師又は家畜保健衛生所に相談する。従って、孵卵成績の記録を付け、保管することが重要となる。

第6 家畜保健衛生所及び管理獣医師との連携

孵卵場が孵卵を中止又は停止する場合は、取り扱い種卵を生産する種鶏場で本病が発生した時又は孵卵場が移動制限区域に入った場合である。また、第7章の第5の孵卵工程における異状の発見時には、管理獣医師又は行政への届出から指導・措置の対象となる場合がある。従って、普段より上記両者とは情報交換を行い、有事に備えることが要点となる。また、孵卵場における本病の発生時の対応は、広範囲な農場に及ぶ場合があり、また非常に複雑な判断が要求されるため、必ず行政当局の指示に従うこと。

第8章 孵卵場が本病の関連施設となる場合の対応

孵卵場が本病の関連施設となる場合、発生種鶏群における病性判定日又は孵卵工程の異状発見時に孵卵の停止等の措置が要求される場合があり、その対応には行政の指示が重要となる。この判断要因には、種卵の消毒状況とロット管理等の取り扱い、発生種鶏群に関連するまん延状況等により複雑な判断となる可能性がある。従って、過去における本病関連の発生事例は参考とならないので注意が必要である。

第1 孵卵工程における異状発見時の通報

本病に感染した種鶏群由来の種卵の多くは、入卵数日後に発育中止卵になる場合が多いが、LPAIでは発育が停止しない場合がある。発育中止卵の増加等、孵卵工程における異状はその感染を疑う場合の有力な症状である。無精卵又は発育中止卵(主に初期及び中期)の増加等の異状発見時には管理獣医師又は家畜保健衛生所に相談する。

第2 孵卵場が本病の関連施設と確定するまでに予想される経緯

取り扱い種卵の生産種鶏で本病感染の疑いがあり、孵卵場が関連施設となる可能性が発生した場合、孵卵の一時的な停止又は中止の要請があり、孵卵場からの初生ひなを含む物品及び人の出入り等の移動の制限、現場保全の要請が予測される。

第3 孵卵場が本病の関連施設と確定した時の対応

取り扱う種卵を生産する種鶏場で陽性となった場合、孵卵場は関連施設と判断され、孵卵の停止又は中止、孵卵場内の発生ひなを含む物品の移動制限、また人の出入りが禁止される。また、孵卵場内外の消毒の徹底が指示される。

孵卵場における衛生管理の状況、種卵の衛生管理、区分管理、ロット管理等の状況により、措置の内容は異なるため、行政の判断に従う。病性判定日までに孵化したひな又は発生種鶏群由来の種卵については遡り調査が実施される。

第4 埋却・焼却・化製等廃棄の準備

孵卵場内の貯卵中の種卵、孵卵中の種卵、又は発生するひなについては、汚染物品と判断され、廃棄処分となる可能性が高い。行政の判断により廃棄措置となる場合はその指示に従う。

第5 本病確定後、孵卵場が守らなければならない注意点

孵卵場が関連施設となった場合、孵化関連物品についてまん延防止対策措置が実施される。

- 1 孵卵の停止又は中止
- 2 孵卵場内外の消毒の強化
- 3 孵卵場への人の入場制限
- 4 汚染物品等の移動の禁止、また搬入物の禁止又は制限

第6 孵卵場再開に向けての準備

本病の関連施設となった孵卵場の防疫措置が開始されると、孵卵場は再開に向けた準備に取りかかる。

- 1 行政の指示による孵卵施設、関連機具・器材等の消毒の徹底。
- 2 行政による孵卵施設消毒完了の報告。
- 3 孵卵場再開の要件の確認。
- 4 (農水省と家畜保健衛生所による協議)孵卵場再開の許可。
- 5 種鶏場より種卵の移送・搬入の開始。

第9章 孵卵場が移動制限区域又は搬出制限区域 に指定された時の対応

第1 防疫指針に基づく孵卵場に対する防疫措置

移動制限区域内にある孵卵場がひな(移動制限区域外の種鶏場由来種卵の孵化ひなに限る)を出荷する場合、以下の孵卵場の再開(防疫指針第10の4の(3)(注1))の要件を満たし、孵卵場の再開についての認可を前提に、移動制限区域内・外の農場にひなの出荷が可能である。

- 1 密閉車両を用いる。
- 2 積み込み前の車両表面全体を消毒する。
- 3 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- 4 消毒ポイント等において車両を十分に消毒する。
- 5 運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。
- 6 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- 7 移動経過を記録し、保管する。

【注】「密閉車両」とは、

- 1 外界からの隔離が可能で、かつ遮光された箱型荷台を有するひな輸送車(通称「チックバン」)のこと。この輸送車にはアルミ製のバンタイプ(部分アルミも可)及び空調機搭載車等が含まれる。(布製であっても、外界からの隔離可能でかつ、遮光された荷台であると解釈されるものに限られる。)
- 2 車両の消毒時(消毒ポイント、シャワーゲート等)の密閉状態が可能で、かつ、荷台内部に消毒薬がかからない構造であること。

(注1)防疫指針 第10の4の(3) 孵卵場の再開

① 再開の要件

移動制限区域内の孵卵場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 貯卵室、セッター室、ハッチャー室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しない構造であること。

ウ 貯卵室、セッター室、ハッチャー室、ひな処理室等は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。

エ 定期的に清掃・消毒をしていること。

オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

② 再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 防疫指針第9の5の(3)又は(4)により出荷が認められるまで、初生ひなを出荷しないこと。

イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

ウ 孵卵場の関係者が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

エ ハッチャー等の機具は、使用前後に消毒すること。

オ コンテナ、トレー等は、使用前後に消毒するとともに、害虫、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。

カ ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しないようにすること。

キ 搬入する種卵は、入卵時及び孵卵中に少なくとも1回ホルマリン燻蒸等により消毒すること。

ク 初生ひなのお荷は、農場ごとに行うこと。

ケ 孵卵に伴う残存物等(卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等)は、焼却又は消毒後廃棄等により、適切に処理すること。

コ 種卵及び初生ひなの搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

(注2)防疫指針 第9の5の(3)

「移動制限区域内の種卵の孵卵場への出荷と当該種卵から生まれた初生ひなの出荷」

1 臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の種卵について、動物衛生課と協議の上、次の要件に該当する孵卵場に出荷させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ア 移動制限区域内の孵卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

(ア)第10の4の(3)により事業を再開したこと。

(イ)移動制限区域内の農場から出荷された種卵から生まれた初生ひな(孵化後72時間以内のひなのことをいう。以下同じ。)を出荷する(出荷先の農場の所在地を問わない。)場合には、次の要件に該当するものであること。

a 当該初生ひなの種卵の出荷元の農場で高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜が確認されていないこと。

b 孵卵機に入れる前及び孵化前に消毒を受けており、ロットごとに区分管理されていること。

c 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。

(a)臨床検査

(b)当該孵卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査

イ 移動制限区域外の孵卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

(ア)第10の4の(3)の①の要件のいずれにも該当すること及び第10の4の(3)の②の事項を遵守していることを家畜防疫員が確認したこと。

(イ)アの(イ)に該当すること。

2 1の種卵から生まれた初生ひなを移動制限区域内の孵卵場から出荷する場合(出荷先の農場の所在地を問わない。)及び移動制限区域内の農場に出荷する場合(出荷元の孵卵場の所在地を問わない。)には、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

オ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書

類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

キ 移動経過を記録し、保管する。

(注3)防疫指針 第9の5の(4)

「移動制限区域内の孵卵場の初生ひな(移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。)の出荷」

第10の4の(3)により事業を再開した移動制限区域内の孵卵場の初生ひなであって移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものについて、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は移動制限区域外の農場に出荷させることができる。この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

- ① 密閉車両を用いる。
- ② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ④ 移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- ⑤ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録し、保管する。

【注】「ロット」とは

種鶏場における同一餌付け日、同一鶏種、同一鶏舎ごとにより区分されたものをいい、種卵箱(セッターラック)等で他のロットと区別された状態をロットの区分管理という。防疫指針では、種鶏場から孵卵場における種卵又は孵化ひなに関して用いられる。

【注】「区分管理」とは

種卵の供給種鶏場、種鶏舎、鶏種、餌付け日等により、区分された同一種卵(又はひな)のロットごとの区別をいい、セッタートレイ、ハッチャーバスケット、又は孵化したひなではひな箱(又はひなコンテナ・輸送箱)単位の区分をいう。防疫指針の汚染又は非汚染種鶏群等のロット別の区分管理に用いられる。

第2 家畜保健衛生所及び管理獣医師との連携のあり方

- 1 移動制限区域内の孵卵場では、感染拡大のおそれがあるため、管轄家畜保健衛生所とは常に連携を取り、再発生に備えた情報交換を行う。
- 2 管理獣医師とは常に情報を共有し、孵化記録等の点検により異状時の発見に備える。

第3 関係者の孵卵場への出入りに際しての注意点

- 1 孵卵場の入退時における着衣、履物の交換、手指等の消毒等の衛生管理を徹底する。
- 2 通勤は、他の家畜関連施設を避けるルートを使用する。
- 3 野鳥、野生動物、又はその排せつ物には接触しないこと。

第4 孵卵場が守らなければならない注意点

- 1 孵卵場への搬入物及び出入りする車両等の消毒を徹底する。
- 2 種鶏群のロットごとの区分管理の実施と記録を保管する。
- 3 従業員の孵卵作業における動線管理(交差汚染の防止)を実施する。
- 4 孵卵工程における検卵等の強化により、孵卵中の異状の早期発見に努める。特に移動制限区域内の孵卵場では、感染拡大のおそれがあるため、管轄家畜保健衛生所とは常に連携を取り、再発生に備えた情報交換を行う。管理獣医師とは常に情報を共有し、孵化記録等の点検により異状時の発見に備える。

第5 移動制限から業務再開までに行っておく必要がある注意点

- 1 種卵の消毒、ロットごとの区分管理を確実に実施する。
- 2 孵卵施設(貯卵室、孵卵室、孵化室、ひな処理室等)の衛生的な区分管理を確実に実施する。
- 3 種鶏群ロットごとの孵卵管理記録、孵卵中の点検及び記録を保存する。
- 4 孵卵工程及び従業員の孵卵作業における動線管理(交差汚染防止)を実施する。
- 5 孵卵残渣、廃棄物の衛生管理、汚物等の消毒後の廃棄を遵守する。
- 6 ひな出荷に使用した輸送車両、輸送コンテナ等の使用資材は直ちに消毒を行う。
- 7 野鳥、野生動物の侵入防止を徹底する。

第10章 制限の対象外措置の条件

第1 移動制限区域内の種卵の孵卵場への出荷と当該種卵から 生まれたひなの出荷の条件

- 1 清浄性(陰性)確認検査で陰性となった移動制限区域内にある種鶏場由来の種卵は、以下の要件を満たす孵卵場へ出荷が可能である。
 - (1)防疫指針第10の4の(3)により事業を再開したこと。
 - (2)当該種鶏場において本病の患畜又は疑似患畜が確認されていないこと。
 - (3)孵卵機に入れる前及び孵化前に消毒がされ、ロットごとに区分管理されていること。
 - (4)出荷日に家畜防疫員による以下の検査で陰性が確認されていること。
 - ①臨床検査
 - ②当該孵卵場の死ごもり卵及び死亡ひなの簡易検査

- 2 移動制限区域外の孵卵場で次の要件に該当するもの
 - (1)防疫指針第10の4の(3)の①に該当すること、及び再開後の遵守事項(同第10の4の(3)の②)を家畜防疫員が確認していること。
 - (2)1の(2)から(4)に該当すること。

第2 移動制限区域内孵卵場のひなの出荷条件

移動制限区域内の孵卵場のひな(移動制限区域外の種鶏場由来種卵から生まれたひなに限る。)は以下の措置を前提として移動制限区域内・外の農場へのお荷ができる。

- 1 密閉車両を用いる。
- 2 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- 3 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- 4 移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- 5 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

- 6 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- 7 移動経過を記録し、保管する。

第3 搬出制限区域内孵卵場のひなの出荷条件

搬出制限区域内の孵卵場の初生ひな(移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。)は、以下の措置を前提として移動制限区域内・外の農場へのお荷ができる。

- 1 密閉車両を用いる。
- 2 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- 3 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- 4 移動経過を記録し、保管する。

第4 制限区域外の孵卵場のひなの出荷条件

制限区域外の孵卵場の初生ひな(移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。)は、以下の措置を前提として移動制限区域内・外の農場へのお荷ができる。

- 1 密閉車両を用いる。
- 2 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- 3 移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- 4 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- 5 移動経過を記録し、保管する。

第5 孵卵場の再開の条件

1 再開の要件

以下の要件に該当する移動制限区域内の孵卵場は協議の上、事業を再開することができる。

- ① 車両消毒設備が整備されていること。
- ② 貯卵室、セッター室、ハッチャー室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しない構造であること。
- ③ 貯卵室、セッター室、ハッチャー室、ひな処理室等は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。
- ④ 定期的に清掃・消毒をしていること。
- ⑤ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
- ⑥ 2の事項を遵守する体制が整備されていること。

2 再開の遵守事項

再開後には次の事項を遵守するよう徹底する。

- ① 第9の5の(3)又は(4)により出荷が認められるまで、初生ひなを出荷しないこと。
- ② 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- ③ 孵卵場の関係者が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- ④ ハッチャー等の機具は、使用前後に消毒すること。
- ⑤ コンテナ、トレー等は、使用前後に消毒するとともに、害虫、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。
- ⑥ ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しないようにすること。
- ⑦ 搬入する種卵は、入卵時及び孵卵中に少なくとも1回ホルマリン燻蒸等により消毒すること。
- ⑧ 初生ひなのお荷は、農場ごとに行うこと。
- ⑨ 孵卵に伴う残存物等(卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等)は、焼却又は消毒後廃棄等により、適切に処理すること。
- ⑩ 種卵及び初生ひなの搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

第11章 孵卵場における消毒のポイント

第1 種卵の消毒

- 1 種卵は、種鶏場又は孵卵場の入庫までに消毒を実施すること。
- 2 種卵は入卵後孵化までに1回以上消毒を実施すること。

第2 孵卵場での機具、器材及び器具等の消毒

- 1 孵卵残渣、廃棄物の衛生管理、汚物等の消毒後の廃棄。
- 2 孵卵工程で使用した機具、器材及び器具等は使用后速やかに消毒すること。

第3 孵卵関連車両の消毒

- 1 種卵輸送車、ひな輸送車等は使用前後には車両全体及び荷台を消毒すること。
- 2 孵卵関連輸送車は、種鶏場、孵卵場及び農場の出入口で消毒すること。

第12章 損害の補償措置等の概要

種鶏場関係

患畜処理手当等交付金(家畜伝染病予防費)

家伝法の規定により、殺処分された家畜の手当金や焼却等に要した費用の一部が家畜等の所有者に交付される。

第1 本病の患畜及び疑似患畜の殺処分手当金

本病の患畜又は疑似患畜については、特別手当金と通常の手当金と併せて評価額全額が交付される。

1 手当金(家伝法第58条関係)

種鶏が本病の患畜として認定され、家畜防疫員の指示に従い、種鶏と殺する命令を受けて「患畜」としてと殺した場合、「患畜となる前における当該家畜の評価額の3分の1」が、「疑似患畜」としてと殺する命令を受けてと殺した場合、「疑似患畜となる前における当該家畜の評価額の5分の4」が手当金として国から交付される。

2 特別手当金(家伝法第58条関係)

手当金のほか患畜にあっては、患畜となる前における当該家畜の評価額の3分の2、疑似患畜にあっては5分の1が特別交付金として交付される。

ただし、家畜の伝染性疾病の発生又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者等に対しては、手当金(特別手当金を含む)の全部若しくは一部を交付せず、又は返還させられる。

第2 焼却・埋却に要する経費

へい殺畜等焼却埋却費交付金

1 種鶏の焼却又は埋却に要した費用(家伝法第21条1項関係)

本病で患畜又は疑似患畜と認定された死体は家畜防疫員の指示に従い、焼却又は埋却しなければならない。(家伝法第21条)上記の規定により焼却し、又は埋却した患畜若しくは疑似

患畜の焼却又は埋却に要した費用の2分の1が交付される。

2 汚染物品の焼却又は埋却に要した費用(家伝法第23条第1項関係)

家きんの死体又は物品の焼却又は埋却に要した費用の2分の1が交付される。

種鶏場・孵卵場関係

第3 移動制限又は搬出制限に伴う損害の補償措置

1 家伝法(抜粋)

家伝法第60条2

国は都道府県知事が第32条の規定による移動若しくは搬出の禁止若しくは制限、第33条の規定による催物の開催若しくは事業の停止若しくは制限又は第34条の規定によると殺若しくは孵卵の停止若しくは制限をした場合において、当該都道府県が家畜、その死体又は物品(以下この項において「家畜等」という。)の所有者にして当該禁止、停止又は制限に起因する家畜等に係る売上げの減少額又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分に要する費用の増加額のうち政令で定めるものに相当する額を交付するときは、当該交付した額の2分の1を負担する。

2 家伝法施行令(政令)

(政令で定める売上の減少等)

家伝法施行令第10条

同法第60条第2項の政令で定める売上げの減少額又は費用の増加額は、次の各号の掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものについてそれぞれ農林水産省令で定めるところにより計算した額とする。

- ① 家畜 売上げの減少額又は飼料費、輸送費若しくはその死体の焼却費、埋却費若しくは化製費の増加額
- ② (略)

3 助成対象となる額の算定基準(家きん関係抜粋)

「家畜伝染病予防法第60条第2項の規定による助成措置の対象となる額の算定基準について」(別紙)(平成23年7月1日付け23消安第1925号都道府県知事宛て農林水産省消費・安全局長通達)より家きん関係を抜粋。(以後「家畜」を「家きん」に読み替える。)

第1 定義

- ① 家畜：牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては、これらの素ひな及び孵卵中のこれらの卵を含む。）をいう。
- ② 家きん：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。
- ③ 特定移動制限等：家伝法第32条（家きん等の移動の制限）、第33条（家畜集合施設の催物の開催又はと畜場若しくは化製場の制限）、第34条（孵卵の中止等の制限）の規定による禁止、停止又は制限をいう。
- ④ 特定移動制限等の期間：特定移動制限等の開始の日からその解除の日又は例外が認められた日までの期間をいう。
- ⑤ 対象家畜：特定移動制限等の期間において飼養される家きん（当該特定移動制限等に従わなかった者が飼養するものを除く。）をいう。
- ⑥ （略）
- ⑦ 対象物品：対象家きんが生産した物品をいう。
- ⑧ 出荷：他の農場への出荷と殺を行う場所（食鳥処理場等）への出荷、孵卵場への出荷をいう。
- ⑨ 出荷先（略）
- ⑩ 予定出荷先：特定移動制限等の期間前に対象家畜又は対象物品の出荷が予定されていた出荷先をいう。
- ⑪ 他の出荷先：予定出荷先以外の出荷先をいう。
- ⑫ 焼却等施設：焼却施設、埋却施設又は化製場をいう。
- ⑬ 通常化製場：対象家畜の死体を通常化製する化製場をいう。
- ⑭ 他の化製場：通常化製場以外の化製場をいう。

第2 家きんに係る助成

1 助成対象となる家きん

(1) 特定移動制限等の対象となる区域内において飼養される対象家きん

特定移動制限等の対象となる区域において飼養される家きんであって、当該特定移動制限等により出荷が制限されたものをいう。

(2) 特定移動制限等の対象となる区域外において飼養される対象家きん

【注】孵卵場や育成場が契約して納品予定のひなや大雛等の鶏が特定移動制限等の対象となり、納品不可となった場合、助成を受けられるよう売買契約書の証明書等で納入者の管轄する都道府県と相談する。

① 他の出荷先に出荷された場合

当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため、他の出荷先に出荷された場合

② 出荷遅延の場合

当該特定制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により他の出荷先にも出荷することができなかったため、当該特定移動制限等の期間後に予定出荷先に出荷された場合

③ やむを得ず処分された場合

当該特定移動制限等により出荷予定日以後に予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により他の出荷先にも出荷することができなかったことにより、販売又は飼養の継続が困難となったため、やむを得ず処分された場合

2 助成対象となる売上の減少額及び費用の増加額の内容並びにこれらの算定方法

(1) 特定移動制限等の対象となる区域内において飼養される対象家きん

① 売上げの減少額

(ア) 家きんの場合(素ひな及び孵卵中の種卵を除く)

- i 当該特定制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため、他の出荷先に出荷された場合及び当該特定制限等により当該特定移動制限等の期間後に予定出荷先に出荷された場合

$(\text{家きんの平均価格} - \text{対象家きんの取引価格の平均額}) \times \text{対象家きんの羽数}$
--

- ii 当該特定移動制限等により販売又は飼養の継続が困難となったためやむを得ず処分された場合

(イ) 家きんの素ひな及び孵卵中の家きんの卵の場合

- i 当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため、他の出荷先に出荷された場合及び当該特定移動制限等により当該特定移動制限等の期間後に予定出荷先に出荷された場合

$(\text{家きんの素ひなの過去の販売価格の平均額} - \text{対象家きんの取引価格の素ひなの取引価格の平均額}) \times \text{対象家きんの素ひなの羽数}$
--

$(\text{孵卵中の家きんの卵の過去の販売価格の平均額} - \text{孵卵中の対象家きんの卵の取引価格の平均額}) \times \text{孵卵中の対象家きんの卵の個数}$

- ii 当該特定移動制限等により販売又は飼養の継続が困難となったため、やむを得ず処分された場合

同一の種類の家きんの素ひなの過去の販売価格の平均額×対象家きんの素ひなの羽数

孵卵中の同一の種類の家きんの卵の過去の販売価格の平均額×
孵卵中の対象家きんの卵の個数

② 飼料費の増加額

- (ア) 当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため、他の出荷先に出荷された場合及び当該特定移動制限等により当該特定移動制限等の期間後に予定出荷先に出荷された場合

対象家きんの1日1羽当たりの給与飼料単価×対象家きんの羽数×
対象家きんの出荷予定日から出荷された日までの期間の延べ日数

- (イ) 当該特定移動制限等により販売又は飼養の継続が困難となったため、やむを得ず処分された場合

対象家きんの1日1羽当たりの給与飼料単価×対象家きんの羽数×
対象家きんの出荷予定日から処分された日までの期間の延べ日数

- ③ 輸送費の増加額(当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため、他の出荷先に出荷された場合に限る。)

対象家きんの他の出荷先までの輸送費の実費 —
同一種類の家きんの予定出荷先までの輸送に通常要する費用

(2) 特定移動制限等の対象となる区域外において飼養される対象家きん

① 他の出荷先に出荷された場合

(ア) 売上げの減少額

(1) ①(ア)i 及び(イ)i と同様に算定した額とする。

(イ) 飼料費の増加額

(1) ②と同様に算定した額とする。

(ウ) 輸送費の増加額

(1) ③と同様に算定した額とする。

② 出荷遅延の場合

(ア) 売上げの減少額

(1)①(ア)i 及び(イ)i と同様に算定した額とする。

(イ)飼料費の増加額

(1)②と同様に算定した額とする。

③ やむを得ず処分された場合

(ア)売上げの減少額

(1)の①(ア)ii 及び(イ)ii と同様に算定した額とする。

(イ)飼料費の増加額

(1)②と同様に算定した額とする。

第3 家さんの死体に係る助成

1 助成対象となる家さんの死体

(1)やむを得ず処分された対象家さんの死体

特定移動制限等により販売又は飼養の継続が困難となったため、やむを得ず処分された対象家さんの死体とする。

(2) (1)に該当するもの以外の対象家さんの死体

対象家さんの死体((1)を除く。)であって、特定移動制限等により当該死体を通常化製場において化製することができなくなったため、他の化製場において化製されたものとする。

2 助成対象となる費用の増加額の内容及びその算定方法

(1) やむを得ず処分された対象家さんの死体

① 焼却等施設までの輸送費の実費

② 焼却費、埋却費又は化製費の実費

(2) (1)に該当するもの以外の対象家さんの死体

① 輸送費の増加額

対象家さんの死体の他の化製場までの輸送費の実費 — 同一の種類の家さんの死体の通常化製場までの輸送に通常要する費用
--

② 化製費の増加額

対象家さんの死体の他の化製場における化製費の実費 — 同一種類の家さんの死体の通常化製場における化製の通常要する費用

第4 物品に係る助成

1 助成対象となる物品

(1) 特定移動制限等の対象となる区域内において生産された対象物品

特定移動制限等の対象となる区域内において生産された対象物品であって、当該特定移動制限等により出荷が制限されたものをいう。

(2) 特定移動制限等の対象となる区域外において生産された対象物品

① 他の出荷先に出荷された場合

当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため、他の出荷先に出荷された場合

② 出荷遅延の場合

当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷ができなくなり、かつ、やむを得ない事情により他の出荷先にも出荷することができなかったため、当該特定移動制限等の期間後に予定出荷先に出荷された場合

③ やむを得ず処分された場合

当該特定移動制限等により出荷予定日以後に予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により他の出荷先にも出荷することができなかったことにより、販売が困難となったため、やむを得ず処分された場合

2 助成対象となる売上げの減少額及び費用の増加額の内容並びにこれらの算定方法

(1) 特定移動制限等の対象となる区域内において生産された対象物品

① 売上げの減少額

(ア) 当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため、他の出荷先に出荷された場合及び当該特定移動制限等により当該特定移動制限等の期間後に予定出荷先に出荷された場合

$$\frac{\text{同一種類の物品の過去の販売価格の平均額} - \text{対象物品の取引価格の平均額}}{\text{対象物品の数量}} \times$$

(イ) 当該特定移動制限等により販売が困難となったため、やむを得ず処分された場合

$$\text{同一の種類の物品の過去の販売価格の平均額} \times \text{対象物品の数量}$$

② 輸送費の増加額

(ア)当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため、他の出荷先に出荷された場合

対象物品の他の出荷先までの輸送費の実費 — 同一の種類の家さんの物品の予定出荷先までの輸送に通常要する費用
--

(イ)当該特定移動制限等により特定移動制限等の期間後に予定出荷先に出荷された場合

対象物品の予定出荷先までの輸送費の実費 — 同一種類の物品の予定出荷先までの輸送に通常要する費用

③ 保管施設における保管費及び荷役費の実費

④ 焼却等施設までの輸送費実費(当該特定移動制限等により販売が困難となったため、やむを得ず処分された場合に限る。)

⑤ 焼却費、埋却費又は化製費の実費(当該特定移動制限等により販売が困難となったため、やむを得ず処分された場合に限る。)

(2)特定移動制限等の対象となる区域外において生産された対象物品

① 他の出荷先に出荷された場合

(ア)売上げの減少額

(イ)輸送費の増加額

(ウ)保管施設における保管費及び荷役費の実績

② 出荷遅延の場合

(ア)売上げの減少額

(イ)輸送費の増加額

(ウ)保管施設における保管費及び荷役費の実績

③ やむを得ず処分された場合

(ア)売上げの減少額

(イ)保管施設における保管費及び荷役費の実費

(ウ)焼却等施設までの輸送費の実費

(エ)焼却費、埋却費又は化製費の実費

第4 高病原性AI等に係る互助金制度

1 家畜防疫互助基金支援事業

この事業は、HPA 及び LPAI が万一発生した場合、発生農場の損失を最小限にとどめ、安心して経営を維持、継続することができるようにするために、生産者自ら積み立てを行い、発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みに国((独)農畜産業振興機構)が支援を行う事業。

- ① 事業主体:一般社団法人 日本養鶏協会
- ② 事業実施期間:令和3年度～令和5年度

2 生産者積立金の単価(種鶏)

鶏 (家族型)	種鶏(成鶏)	1羽あたり 11円
	種鶏(育成鶏)	1羽あたり 5円
鶏 (企業型)	種鶏(成鶏)	1羽あたり 14円
	種鶏(育成鶏)	1羽あたり 6.5円

注1 成鶏:120日齢超 育成鶏:120日齢以下

3 企業型について

- ① 企業型については、伝染病発生後も雇用が確保されることを主旨としていることから、加入時に雇用実態があり、かつ、発生から経営再開まで一定の雇用が維持されることが加入条件。
- ② 企業型については、常時雇用する従業員(生計を一にする者を除く)の数が1人以上の事業主又は会社が加入できる。
- ③ 企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型としての加入は可能。
- ④ 企業型の互助金交付時には、雇用実態を書面により確認する。(交付時の雇用実態の確認により、企業型の要件を満たしていないことが判明した場合には、家族型の互助金が交付される。)
- ⑤ 事業参加者は、事業実施期間において、同一年度内に1回に限り、契約区分(家族型、企業型)を変更することができる。

4 生産者積立金の納付

- ① 加入時に納付する生産者積立金の額は、契約羽数に生産者積立金の単価をかけた額。
- ② 高病原性鳥インフルエンザ等が発生して生産者積立金が枯渇し、財源不足に陥った場合は、追加負担割合((独)農畜産業振興機構理事長が別に定めます。)に基づく額の納付(追加納付)が必要となる場合がある。

5 契約羽数

- ① 互助金は、契約羽数を上限として支払われるため、事業実施期間(令和3年度から5年度)における契約農場ごとに飼養が見込まれる羽数で契約。
- ② 複数の農場で飼養している場合は、農場ごとに見込まれる飼養羽数を記載。
- ③ 契約羽数は、毎年度見直しを行うことができる。ただし、契約羽数を減らしてもその分の生産者積立金は3年間の事業終了後の残額確定時まで返還されない。

6 契約の効力

- ① 契約の効力は、交付契約締結日から生じ、令和6年3月31日まで継続される。

7 生産者積立金の納税時の取り扱い

- ① (一社)日本養鶏協会に納付した生産者積立金は「仮払金」として、また、手数料は経費として処理。
- ② 事業実施期間終了時において基金に残額が生じた場合には返戻されるので、仮払金と返戻金との差額は「経費」として処理。

8 互助金の種類と交付単価

- ① 経営支援互助金:契約対象農場において、該当農場の経営を再開する場合に、家畜の導入を完了するまでに要する空舎部分の固定経費等を支援
- ② 焼却・埋却等互助金:殺処分した鶏を焼却・埋却等するために、生産者自ら負担したその経費を支援

互助金の種類と交付単価(1羽あたり:上限)

区分・種類		経営支援互助金	焼却・埋却等互助金
鶏 (家族型)	種鶏(成鶏)	1,100円	80円
	種鶏(育成鶏)	510円	
鶏 (企業型)	種鶏(成鶏)	1,340円	
	種鶏(育成鶏)	620円	

注 ()内は前期(平成30年度～令和2年度)の交付単価

9 互助金の交付

- ① 経営支援互助金は、鶏の種類ごとの交付単価及び契約羽数を上限として、殺処分羽数又は導入計画羽数のいずれか少ない羽数に基づき交付される。
- ② 焼却・埋却等互助金は、80円を上限単価とし、実際に焼却・埋却等に要した経費の9割相当額から家畜伝染病予防法に基づく焼却・埋却に対する交付金を差し引いた額を対象に支払われる。なお、これは経営再開の有無にかかわらず支払われる。

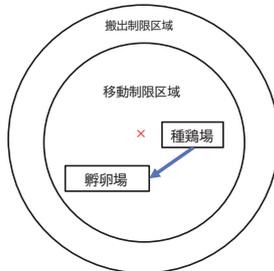
- ③ 互助金交付認定委員会において、互助金交付額を認定した上で、互助金が支払われる。ただし、早期通報や飼養衛生管理基準の遵守を怠る等法令に違反した場合には互助金が支払われない場合や減額される場合がある。

10 加入の手続き

- ① 加入を希望する生産者(加入申込者)は、「家畜防疫互助基金交付契約申込書兼同意書」及び「家畜防疫互助金交付契約書」を(一社)日本養鶏協会又は事務代行先、道府県養鶏協会等に提出する。
- ② 申込みを受けた(一社)日本養鶏協会は、交付契約を締結し、生産者積立金の支払いを請求する。
- ③ 加入申込者は、(一社)日本養鶏協会が指定する口座に生産者積立金等を納付する

参考資料 制限の対象外(図)

1. 孵卵場→移動制限区域内 種鶏場→移動制限区域内



★ひな出荷の条件
①密閉車両を用いる。
②積込み前後に車両表面全体を消毒する。
③原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
④移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
⑤移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類(防疫指針 別記様式8)を携行し、消毒ポイント等で提示する。
⑥運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
⑦移動経過を記録し、保管する。

移動制限区域内の種鶏場の清浄性が確認されていれば、以下の要件を満たすことで農場から種卵の出荷が可能となる。

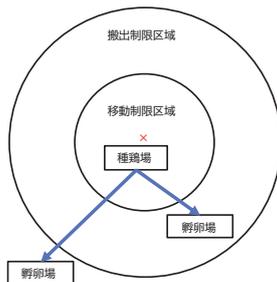
- ・防疫指針第10の4の(3)を満たしていること
- ・移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する

- 1)この孵卵場から移動制限区域内の種卵由来のひなを出荷する場合は、
- 初生ひなの種卵の出荷元の農場でHPAI又はLPAIが確認されていないこと。
 - 孵卵機に入れる前及び孵化前に消毒を受けており、ロットごとで区分管理されていること。
 - 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。
 - 臨床検査
 - 当該孵卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査

更には、ひなの出荷の際に左下の★ひな出荷の条件に示す措置を講ずる必要がある。

- 2)この孵卵場から移動制限区域外の種卵由来のひなを出荷する場合は、ひなの出荷の際に左下の★ひな出荷の条件に示す措置を講ずるのみで良い。

2. 孵卵場→移動制限区域外 種鶏場→移動制限区域内



★ひな出荷の条件
①密閉車両を用いる。
②積込み前後に車両表面全体を消毒する。
③原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
④移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
⑤移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類(防疫指針 別記様式8)を携行し、消毒ポイント等で提示する。
⑥運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
⑦移動経過を記録し、保管する。

移動制限区域内の種鶏場の清浄性が確認されていれば、以下の要件を満たすことで農場から種卵の出荷が可能となる。

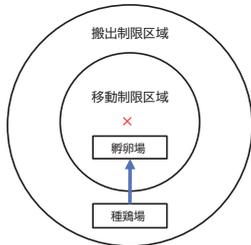
- ・防疫指針第10の4の(3)の①を満たし、第10の4の(3)の②の事項を遵守していることを家畜防疫員が確認していること

- 1)この孵卵場から移動制限区域内の種卵由来のひなを出荷する場合は、
- 初生ひなの種卵の出荷元の農場でHPAI又はLPAIが確認されていないこと。
 - 孵卵機に入れる前及び孵化前に消毒を受けており、ロットごとで区分管理されていること。
 - 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。
 - 臨床検査
 - 当該孵卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査

更には、ひなの出荷の際に左下の★ひな出荷の条件に示す措置を講ずる必要がある。

- 2)この孵卵場から移動制限区域外の種卵由来のひなを出荷する場合は、消毒ポイントの経由及びひなの出荷の際に左下の★ひな出荷の条件に示す措置を講ずるのみで良い。

3. 孵卵場⇒移動制限区域内 種鶏場⇒搬出制限区域内



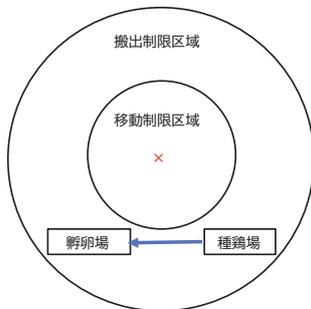
- ★ひな出荷の条件
- ①密閉車両を用いる。
 - ②積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ③原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ④移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
 - ⑤移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類（防疫指針 別記様式8）を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - ⑥運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ⑦移動経過を記録し、保管する。

種卵の移動前後及び移動中に消毒ポイントにおいて、運搬車両を十分に消毒することでこの孵卵場への種卵の出荷は可能となる。

- 1)この孵卵場から移動制限区域内の種卵由来のひなを出荷する場合は、
 - ・防疫指針第10の4の(3)を満たしていること
 - a 初生ひなの種卵の出荷元の農場でHPAI又はLPAIが確認されていないこと。
 - b 孵卵機に入れる前及び孵化前に消毒を受けており、ロットごとで区分管理されていること。
 - c 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。
 - (a)臨床検査
 - (b)当該孵卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査
 更には、ひなの出荷の際に左下の★ひな出荷の条件に示す措置を講ずる必要がある。

- 2)この孵卵場から移動制限区域外の種卵由来のひなを出荷する場合は、消毒ポイントの経由及びひなの出荷の際に左下の★ひな出荷の条件に示す措置を講ずるのみで良い。

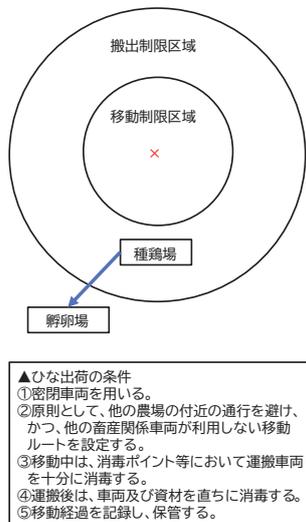
4. 孵卵場⇒搬出制限区域内 種鶏場⇒搬出制限区域内



種卵の移動は特に制限はないが、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において車両を十分に消毒する。

- 1)この孵卵場で移動制限区域内の種卵由来のひなを出荷する場合は
 - ・防疫指針第10の4の(3)を満たしていること
 - a 初生ひなの種卵の出荷元の農場でHPAI又はLPAIが確認されていないこと。
 - b 孵卵機に入れる前及び孵化前に消毒を受けており、ロットごとで区分管理されていること。
 - c 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。
 - (a)臨床検査
 - (b)当該孵卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査

- 2)この孵卵場で移動制限区域外の種卵由来のひなを出荷する場合は
 - ・特に制限はない。

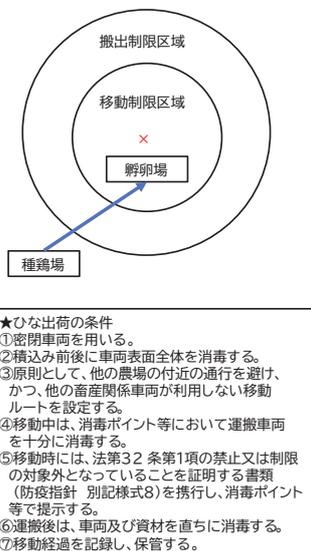


5. 孵卵場:制限区域外 種鶏場:搬出制限区域

種卵の移動前後及び移動中に消毒ポイントにおいて、運搬車両を十分に消毒することでこの孵卵場への種卵の出荷は可能となる。

- 1)この孵卵場で移動制限区域内の種卵由来のひなを出荷する場合は
- ・防疫指針第10の4の(3)を満たしていること
 - a 初生ひなの種卵の出荷元の農場でHPAI又はLPAIが確認されていないこと。
 - b 孵卵機に入れる前及び孵化前に消毒を受けており、ロットごとで区分管理されていること。
 - c 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。
 - (a)臨床検査
 - (b)当該孵卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査

- 2)この孵卵場で移動制限区域外の種卵由来のひなを出荷する場合は
- ・移動制限区域内へのお荷の場合は、左下の▲ひな出荷の条件に示す措置を講ずること、かつ他の農場を経由しないで出荷させることができる。
 - ・移動制限区域外への出荷に制限はない。

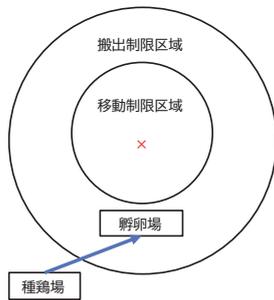


6. 孵卵場:移動制限区域内 種鶏場:制限区域外

他の農場等を経由しなければ、この孵卵場への種卵の出荷は可能となる。

- 1)この孵卵場から移動制限区域内の種卵由来のひなを出荷する場合は、
- ・防疫指針第10の4の(3)を満たしていること
 - a 初生ひなの種卵の出荷元の農場でHPAI又はLPAIが確認されていないこと。
 - b 孵卵機に入れる前及び孵化前に消毒を受けており、ロットごとで区分管理されていること。
 - c 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。
 - (a)臨床検査
 - (b)当該孵卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査
- 更には、ひなのお荷の際に左の★ひな出荷の条件に示す措置を講ずる必要がある。

- 2)この孵卵場から移動制限区域外の種卵由来のひなを出荷する場合は、
- ・防疫指針第10の4の(3)を満たしていること、かつひなお荷の際に左下の★ひなお荷の条件に示す措置を講ずる。



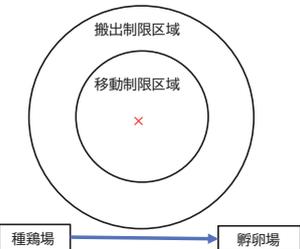
- ★ひな出荷の条件
- ①密閉車両を用いる。
 - ②積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ③原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ④移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
 - ⑤移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類（防疫指針 別記様式8）を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - ⑥運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ⑦移動経過を記録し、保管する。

7. 孵卵場:搬出制限区域内 種鶏場:制限区域外

種卵の移動については、特に制限はない。

- 1)この孵卵場から移動制限区域内の種卵由来のひなを出荷する場合は、
- ・防疫指針第10の4の(3)を満たしていること
 - a 初生ひなの種卵の出荷元の農場でHPAI又はLPAIが確認されていないこと。
 - b 孵卵機に入れる前及び孵化前に消毒を受けており、ロットごとで区分管理されていること。
 - c 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。
 - (a)臨床検査
 - (b)当該孵卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査
- 更には、ひなの出荷の際に左の★ひな出荷の条件に示す措置を講ずる必要がある。

- 2)この孵卵場から移動制限区域外の種卵由来のひなを出荷する場合は、
- ・移動制限区域内又は制限区域外に出荷が可能だが、移動前後及び移動中に消毒ポイントにおいて運搬車両を十分消毒するとともに移動制限区域内の農場へ出荷する場合は、左の★ひな出荷条件の①③⑥⑦の措置を講ずる。



- ★ひな出荷の条件
- ①密閉車両を用いる。
 - ②積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ③原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ④移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
 - ⑤移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類（防疫指針 別記様式8）を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - ⑥運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ⑦移動経過を記録し、保管する。

8. 孵卵場:制限区域外 種鶏場:制限区域外

種卵の移動については、特に制限はない。

- 1)この孵卵場から移動制限区域内の種卵由来のひなを出荷する場合は、
- ・防疫指針第10の4の(3)を満たしていること
 - a 初生ひなの種卵の出荷元の農場でHPAI又はLPAIが確認されていないこと。
 - b 孵卵機に入れる前及び孵化前に消毒を受けており、ロットごとで区分管理されていること。
 - c 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。
 - (a)臨床検査
 - (b)当該孵卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査
- 更には、ひなの出荷の際に左の★ひな出荷の条件に示す措置を講ずる必要がある。

- 2)この孵卵場から移動制限区域外の種卵由来のひなを出荷する場合は、
- ・移動制限区域内への出荷の場合は、左の★ひな出荷の条件の①③④⑥⑦に示す措置を講ずること、かつ他の農場を経由しないで出荷させることができる。
 - ・移動制限区域外への出荷に制限はない。

高病原性・低病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアル

— 種鶏場・孵卵場 —

令和4年度 種鶏孵卵場防疫対策強化事業

令和4年11月発行

一般社団法人 日本種鶏孵卵協会

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館 4階

TEL:03-3297-5512 FAX:03-3297-5513

<http://www.syukeifuran.or.jp>